

刑事拘禁制度改革実現本部ニュース

「拘禁二法案対策本部」は「刑事拘禁制度改革実現本部」に名称変更しました。

No. 30

監獄法改正をめぐる最近の情勢 — 受刑者処遇法案，今国会で成立へ —

監獄法改正については、日弁連と法務省・警察庁との三者協議において、未決拘禁者に関する処遇を先送りし、既決拘禁者に関する処遇についてだけ先行して立法化すると確認したことに基づき、法務省が「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案」（以下「受刑者処遇法案」という）を作成し、閣議決定を経て、本年3月14日に衆議院に提出された。

この法案の附則において、監獄法のうち、刑事施設関係と既決拘禁者の処遇に関する部分は全て削除され、「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律」と表題を改めて存続することになっている。

日弁連の刑事拘禁制度改革実現本部では、受刑者処遇法案に対する態度決定をするため、本年3月16日に全体会議を開催した。

東京弁護士会の刑事拘禁制度改革実現本部の代表は、法案の第四章の「第一節 警察留置場の管理運営等」の146条（警察留置場の管理運営）及び147条（巡視）の規定は、未決拘禁者の処遇にも関わる警察留置場の管理運営を定めようとするものであり、日弁連と法務省・警察庁との三者協議における未決処遇は来年度に向けて今後協議するとの確認事項に反するものであり、この規定が削除されない限り、日弁連としては、今回の受刑者処遇法案に反対する態度をとるべきであると意見を表明した。

東京弁護士会の刑事拘禁制度改革実現本部の意見は、受刑者処遇法案に反対することに力点があるのではなく、議論を巻き起こす点に主眼があり、実際、全体会議では、この問題についての意見が活発に交わされ、議論が深まった点では意義があった。

日弁連は、受刑者処遇法案の内容には不十分な点は認められるが、行刑改革会議提言を大筋において実現したと評価し、最小限の修正を求めつつ、今国会での成立を期待するとの意見書を本年3月18日付で承認した。

衆議院での審議は4月1日から開始されており、同月5日には参考人質疑が行なわれ、4月14日には衆議院を通過して参議院に送られ、今通常国会で成立することが予想されている。

しかし、監獄法改正問題は終わりではない。最大の問題である代用監獄問題を含む未決拘禁者や死刑確定囚の処遇に関する監獄法改正問題が来年の通常国会に向けて、これから日弁連と法務省・警察庁との三者協議において議論が開始される予定であり、これから半年程度がむしろ本番というべきである。今まさに、代用監獄の廃止に向けた抜本的な未決拘禁者の処遇の改善が実現するか否かの重大な岐路に差しかかっている。

（刑事拘禁制度改革実現本部事務局長
山下 幸夫）

高松刑務所， 徳島刑務所を見学

2004年12月6日，刑事拘禁制度改革実現本部は，四国の高松刑務所と徳島刑務所を訪問見学した。



高松刑務所にて

高松刑務所

繁華街に立地，過剰収容の現状は深刻
歯科治療は願箋出して2か月後

高松刑務所は，JR高松駅から琴電に乗り換え10分ほどの松島二丁目下車徒歩約5分という繁華街から程近いところに所在している。

収容定員926名のB級行刑施設であり，主として香川県及び愛媛県で刑が確定した年齢26歳以上の犯罪傾向が進んでいるとされる受刑者が収容されている。近年は外国人受刑者の増加に伴い，2000年以来F級の受刑者も受け入れている。また，高松矯正管区内において，刑の確定した28歳未満の男子受刑者を集禁し，心理治療等を通じ，分類調査を行ない，処遇方針を決定し，各処遇施設への移送を行なうなど，管内の分類センターとしても機能している。ここでも過剰収容実態は深刻のようである。

今回は特に保護房，医務部，接見室等も見学させてもらうことができた。

途中，受刑者に宗教教誨を行なっている場面に遭遇するなど，刑務所見学経験の豊富な委員でも「見たことがない」と

いう光景を目にすることができた。

医務部には，診療室以外に，物理治療室，消毒室，歯科治療室等が設置され，外科2名，内科1名の医師が常勤し，薬剤師，レントゲン技師，検査技師，栄養士の各1名の医療スタッフが配置され，1日平均30名以上の診療に当たり，年間約100件程度の外医診療が行なわれているとのことである。

しかしながら，歯科診療は，「願箋を提出してから2か月待ち」とのことであり，医療体制は十全とは言い難いようである。

いずれにせよ，刑務所医療体制の問題点，過剰収容の問題点等は，高松刑務所のみならず，全国の行刑施設においても改善が切望される問題であり，殊に矯正医療の問題は，行刑改革会議の提言においても改善の指針が示されている課題でもあり，今後の行刑制度改革において，被収容者の人権に十分に配慮した改善がなされることが強く望まれる。

(刑事拘禁制度改革実現本部委員 寒竹里江)

徳島刑務所

狭い生活空間で多発する不満・トラブル
所内放送での被収容者の手紙紹介が好評

徳島刑務所は，JR徳島駅から西方約15km（バスで45分）の高台にある。

同刑務所の収容対象は，主に関西のLB級（刑期8年以上で犯罪傾向の進んでいる者）とB級（犯罪傾向の進んでいる者）の受刑者である。

訪問当日（2004年12月6日）の収容実数は986人で，定員を十数%超えており，明らかな過剰収容であった。

約1000人の受刑者のうち約60%がLB級受刑者で，罪名別では殺人（約25%）が最も多く，強盗致死傷（約19%）

がこれに次ぐ。職員の説明では，長期の悪質な受刑者が多く，暴力団員・高齢者も多いとのことであった。所内の雰囲気も高松刑務所とは全く違い，重い緊張感が漂っていた。

徳島刑務所の刑務作業の特産品は剣道の防具で，そのほか野球のミットやバイク用のブーツなども作っている。

同刑務所の最大の悩みは，何といたっても過剰収容である。定員8人の雑居房に10人，単独房に2人収容するのは当たり前。雑居房のトイレの前に畳を敷き，その上に布団を敷いて寝，「夜はトイレに行かないようにしましょう」と同房者同士申し

合わせていると聞いて驚いた。工場の通路での作業、食堂の外での食事でも珍しくない。所内のあちこちで収容棟の増築工事が行なわれていた。生活空間が狭いことによる不満やトラブルも多発しているとのことである。

こうした被収容者のストレスを解消するため、同刑務所で

は5年前から被収容者向けの所内放送が始まった。刑務所職員、ラジオパーソナリティーの経験のある篤志面接委員、民間協力者の6人が制作している。音楽やトークのほか、被収容者の手紙も紹介しており、好評とのことであった。

(刑事拘禁制度改革実現本部委員 下林 秀人)

刑 務 所 を 見 学 し て

外国人受刑者の増加，受刑者の高齢化… 過剰収容は社会問題を反映

駅から車で20分、山々に囲まれた田畑の中に徳島刑務所はある。郊外にある刑務所が多い中、高松刑務所は、比較的人家に近い町の中にあることに驚いた。

所内は、長い廊下でつながれ、静かで暗く冷たい印象を受けたが、日の差し込む所も多く救われた感じがした。想像していた灰色の重たいイメージではなかった。受刑者とすれちがった時は、威圧感を感じ足がすくんだ。作業所内は、刑務官の号令に従い、ピリピリとした空気が漂い、全員作業に取り組む様子は真剣さが表れていた。受刑者の処遇はだいぶ考慮されているようで、軍隊的な行進や号令はなくなり、食事もできる範囲で希望が受け入れられているようだ。

所内を巡っている途中、工事が行なわれている場所が目についた。過剰収容による増設につぐ増設である。それに伴い、運動場も狭くなっていた。運動する機会の減少や独居房の不

足により、対人関係にストレスや不安を抱える受刑者も増えている。80～90人の受刑者の作業につき刑務官が1人という刑務官不足も生じていて、何が起こってもおかしくない状況にあるように思う。不景気の影響を受け所内の仕事は減少している一方、受刑者は減ることはない。外国人受刑者も増加、受刑者の高齢化も進んでいる。過剰収容は社会問題を反映しているように感じた。

「再び罪を犯さないように社会に復帰させることが目標である」という刑務官の言葉が心に残る。そんな思いとはうらはらに、出所しても再び戻ってきてしまう人が後をたたないことが悲しい。刑務所に入っている人達の1日も早い社会復帰と、犯罪のない平和な社会の実現を心から祈りたいと思う。

(会員課 飯塚 真理子)

初めての刑務所見学 「過剰収容・職員不足」抱える問題は深刻

意外にも高松刑務所は市内の比較的にぎやかな場所に位置していた。しかし、一旦刑務所の中にはいると、塀の外のにぎやかさはうそのように、静まりかえっていた。

刑務所の職員が所内を案内していく中で印象に残っているのは、受刑者数に対する監視職員の少なさだ。また、雑居房は常に定員をオーバーしており、その状況により生じるトラブルが増加しているという。中には、独居房に入るため故意に規則違反をする者もいるという。

名古屋刑務所における集団暴行事件以後、高松刑務所では、軍隊行進の廃止や裸体検査から下着着用検査に変更するなどの改善をしているということではあるが、まだまだ問題点は多く残されているように思われる。

徳島刑務所は駅から遠く離れた静かな山の中にあつた。徳島刑務所も抱える問題は過剰収容、職員不足と高松刑務所と

同じではあるが、LB級受刑者（執行刑期8年以上で犯罪傾向の進んでいる者）の収容施設に指定されているため刑期が10年以上、15年以上、20年以上、無期懲役の受刑者が全国比と比べるととても多く、必然的に受刑者の平均年齢も高くなっている。現在は内科、外科1名ずつ医師が常勤しているとのことではあるが、高齢受刑者にとって十分な医療部門の体制であるといえるのか疑問である。

初めての刑務所見学は、狭い部屋で十数名もの受刑者が生活をしていること、無言で黙々と作業を進める受刑者、と衝撃的な場面も多く、いままであまり関心を持つことが無かった受刑者の人権問題について考える大きなきっかけとなった。また、見学終了後、この活動の重要性を改めて実感するとともに、今後継続して活動していく必要性を強く感じた。

(総務課 村山 祥子)